

令和5年度第2回医療機関等物価高騰対策支援事業（施術所等 追加分）
給付金交付要綱

(交付の目的)

第1条 医療機関等（施術所等）に対し、千葉県医療機関等物価高騰対策給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、エネルギー・食料品価格の高騰による医療機関等（施術所等）の経営への影響を緩和することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

1 助産所

医療法（昭和23年法律第205号）に基づく開設の届出を行った、又は許可を受けた助産所（ただし、令和6年3月1日以前に開設の届出を行った、又は許可を受けた施設に限る。）

2 施術所

(1) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に基づく施術所（ただし、令和6年3月1日以前に健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて、厚生（支）局長、及び千葉県知事から承諾の通知を受けた施設に限る。）

(2) 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に基づく施術所（ただし、令和6年3月1日以前に健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて、厚生（支）局長、及び千葉県知事から登録の通知を受けた施設に限る。）

(交付の対象)

第3条 この給付金は、令和6年3月1日（以下「基準日」という。）において、県内に所在する前条第1項及び第2項に掲げる施設を対象とする。ただし、次の各号に定めるものを除く。

(1) 基準日において、業務を行っていない施設

(2) 基準日において、国、県及び市町村が一般会計により運営している施設

(3) 基準日において、施設を設置している個人又は法人（以下、「事業者」という。）が、専ら当該事業者が雇用するものに対して、医療サービス又は施術サービスを提供することを目的として設置している施設

2 前項の規定にかかわらず、交付を受けようとする者（法人その他団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問

その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。)) が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業者は、交付の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア　自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ　県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（給付金の算定方法）

第4条 この給付金の算出は、1施設につき、20,000円とする。

（申請手続等）

第5条 事業者は、給付金の交付を申請しようとするときは、交付申請書兼請求書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）及び役員等名簿（第3号様式）を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（交付決定までの標準的期間等）

第6条 知事は、第5条に定める申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、速やかに交付の決定を行うものとし、申請者に対して給付金を交付する。

（決定の取消等）

第7条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。

(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

2 知事は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、給付金の当該取消に係る部分に関し、既に給付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 事業者は、第1項の規定により給付金の交付の決定が取り消された場合において、給付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

4 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業者の納付した金額が返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた給付金の額に充てられたものとする。

5 事業者は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

7 知事が第6条の規定による交付の決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、千葉県が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、交付対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかつたときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 本事業の給付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(事業概要に関する周知等)

第9条 知事は、事業実施にあたり、交付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により事業者への周知を行う。

(その他)

第10条 その他、この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月26日から施行する。